

作業要領書

1 一般事項

(1) 適用範囲

本作業要領書は、東部埋立場埋立業務委託の作業について定めるものであり、本要領書に明記されていない事項であっても業務の円滑な遂行を確保するために必要な事項については、本市監督員と協議し必要な処置を行わなければならない。

(2) 関係法令の遵守

受託業務の履行に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令及び施行規則等を遵守し、作業を行わなければならない。

(3) 業務管理

- ア 業務の実施に当たっては、業務遂行責任者を定め、本市との協議の窓口を1箇所にする。また、受託業務に携わる職員の監督については、受託者にて全責任を負わなければならない。
- イ 東部埋立場は、準好気性埋立構造を採用した埋立場である。受託者は、東部埋立場が準好気性埋立構造の機能を最大限発揮するよう埋立管理を行うものとする。
- ウ 埋立作業は、本市の埋立処分計画に基づいて実施する。
- エ 衛生的な廃棄物の埋立処分に留意する。
- オ 廃棄物の埋立処分に起因する二次公害の防止に留意する。
- カ 廃棄物の十分な破碎・転圧、場内仮設道路覆土材の剥ぎ取り再活用等により、限られた埋立容量を出来る限り長期間利用できるよう、埋立場の延命化に留意して作業する。
- キ 雨水排水路を適切に整備・維持管理し、浸出水発生量の削減に努める。
- ク 業務の実施に当たっては、整理・整頓・清掃・清潔に努める。

(4) 労働安全衛生の確保

労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき労働者の安全と健康を確保するよう努めなければならない。

特に、下記作業については、安全に留意するものとする。

- ア 重機等埋立用器材を使用する作業。特に、ガス抜き設備のかさ上げ時に、吊荷の作業を行う作業。
- イ 薬品の取扱及び散布作業。
- ウ 樹木の伐採
- エ 熱中症予防対策

（５）その他

- ア 通常の業務実施時については無論のこと、非常時においても常に適正に対応できるよう器材の整備点検を確実に実施すると共に、作業従事者に対し器材操作方法等について十分理解するよう指導育成しなければならない。
- イ 作業中の従業員の服装等については、適切な指導監督を行い、職場秩序を保持すること。
- ウ 廃棄物の受入に際しては、良好な接遇態度で搬入者に接し、搬入車の安全確保に十分留意しなければならない。

２ 作業内容

（１）埋立場出入り口の開閉

廃棄物の受入開始時刻前に、埋立場出入り口の門扉を開き、受入終了時刻後に門扉を閉鎖し、施錠する。

（２）投棄場先端部の踊り場の整備

廃棄物搬入車両が廃棄物を安全に投棄場所に停車し、投棄作業が行えるよう、投棄場先端部踊り場の整地を行う。数台の車両が同時に投棄できるよう十分な場所を確保する。また、雨天時に車両の走行や切り返しでぬかるみが生じ車両の走行に支障を生じないように、適切な土質の土やクラッシャーラン等を使用して路面を整備する。

（３）自己搬入車両等の誘導

搬入車両を廃棄物の投棄場所まで誘導する。車両や作業員の安全確保に十分留意しなければならない。

（４）自己搬入廃棄物の受入監視

自己搬入廃棄物の受入監視を行い、有害物、可燃物、金属類等埋立不適物は持ち帰りを指導する。また、計量職員と連絡を取り、搬入制限規定量以上の廃棄物も持ち帰りを指導する。

（５）押し込み、破碎、敷き均し、転圧作業

破碎転圧機、ブルドーザー、バックホウ等の重機を利用して、搬入された廃棄物の押し込み、破碎、敷き均し、転圧作業を行う。

（６）覆土、法面整形作業

敷き均し、転圧作業を行った廃棄物の上に覆土を施工する。覆土は即日実施するものとする。１層のごみ厚（覆土を含む）は、原則３ｍとする。１日の作業終了時には、法面部分にも覆土し、整形する。整形は埋立計画に基づいて行う。

また、即日覆土厚については、20ｃｍを標準とし、埋立進行（ごみ層進捗）部の覆土は、10ｃｍ程度はぎ取り、即日覆土材として再利用する。（即日覆土材削減対策要領図：図－1による。）

(7) 遮水シート保護層の施工

遮水シート施工部分に関しては、埋立処分される廃棄物がシートに接してシートを破損しないよう、良質土で保護層を施工する。良質土は本市が支給する。(シート保護工施工要領図：図一2による。)

(8) 汚泥等の埋立処分

汚泥等は、専用のピットを掘削し、他の廃棄物とは分割して処分する。

(9) ガス抜き管のかさ上げ

既存のガス抜き管に新たな管を延長接続し、その周りを栗石で巻いて、ガス抜き管のかさ上げを施工する。栗石層の直径は、約 2m 程度とする。

(10) 樹木伐採

埋立の進捗に伴い、法面部の樹木が埋立作業に支障がある場合は、樹木類を伐採する。伐採した樹木類は、場内埋立処分とする。作業は有資格者が行うこと。

(11) 場内道路等の整備・維持管理

ア 仮設道路の整備

廃棄物搬入用の場内仮設道路を造成する。雨天時にぬかるみにより、車両の走行に支障が生じないように、必要に応じて適量のクラッシャーラン等を使用して路面を整備する。

イ 誘導表示板の設置・維持管理

廃棄物搬入車両誘導のための場内誘導表示板、交通標識、ガードレール等を設置し、維持管理する。仮設道路が移設された場合は、これらの表示板類も移設する。

ウ 散水

ほこりが発生して飛散しないよう、散水車で場内道路及び搬入道路（公共道路除く）に散水する。散水は、雨天を除き、毎日実施する。

(12) 覆土材の管理

ア 覆土材保管

覆土材を保管する場所を場内に確保し、管理する。覆土材は、本市が支給するものとするが、別途工事で発生する残土類も覆土材として活用する。

イ 覆土材選別

本市が支給する山ずり等の覆土材、場内発生残土は、20m 以上の石が混入している場合は極力除去する。除去した石は、ガス抜き管周りに使用する。

ウ 覆土材の運搬

覆土材の保管場所から埋立作業部分まで覆土を場内運搬する。

(13) 雨水排水路の整備・維持管理

ア 雨水排水路の整備

埋立の進捗に応じて、仮設雨水排水路を整備する。

イ 雨水排水路の維持管理

仮設排水路や雨水側溝が、その機能を十分に発揮するよう維持管理し、適宜清掃する。

(14) 洗車設備の維持管理

水の補給、定期的な沈砂の除去を行う。

(15) 消毒作業

受入廃棄物の性状や気候を勘案して、ハエなどの衛生害虫が発生しないよう、必要に応じて適時薬剤散布による消毒をする。

薬剤の種類、量については、あらかじめ市に届け出て承認を得るものとする。

(16) 飛散ごみの清掃

風で飛散した場内のごみを集め、処分する。

(17) 草刈

埋立場敷地内の草刈を市係員と協議した時期、及び場所において行う。

(18) 点検及び復旧

日常的に施設を点検し、異常を発見した場合は、市係員に報告する。シーートの部分破損等の簡易な破損については復旧に努める。

(19) 災害対策及び復旧作業

ア 災害対策

大雨や台風が襲来することが、予想される際には、適切な対策を行う。

イ 復旧作業

大雨、台風などが襲来した後は、場内を点検し、被害状況を把握する。被害が発見された場合は、本市係員に報告するとともに、復旧作業に協力する。

(20) 積雪時の作業

積雪時は、搬入道路に融雪材(塩化カルシウム)を散布する。融雪材は、本市が支給する。

(21) 埋立出来形の管理

ア 埋立出来形測量

毎月末に当該月に埋立処分した部分を測量し、測量成果図ならびにデータを提出する。
測量に必要な機材類は、受託者が準備する。

イ 埋立容量、ごみ比重の算出

測量結果から、当該月の埋立容量、廃棄物層の単位体積重量を算出し、本市に報告する。

(22) 埋立記録図書の作成

毎月の測量結果を基に埋立出来形の平面図、縦横断図を作成し、埋立記録図書として編纂して当該年度の成果をデータとともに年度末に本市に提出する。

(23) 写真撮影

ア 埋立出来形撮影

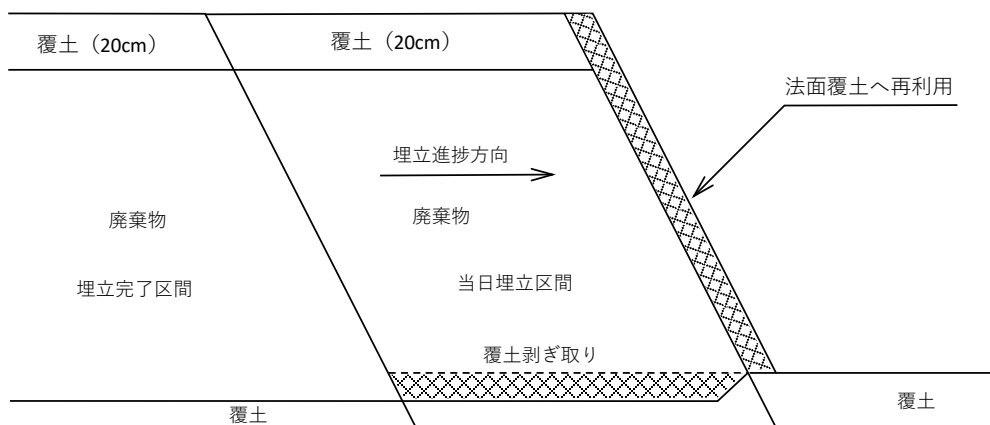
毎月末に当該月に埋立処分した部分を写真撮影する。

イ 廃棄物の写真撮影

災害廃棄物等が搬入された場合等、市係員と協議を行い、必要に応じて適時廃棄物の撮影を行う。カメラ等撮影機材は、受託者が準備する。

(24) 即日覆土材削減対策要領図

図一1



(25) シート保護工施工要領図

図 - 2

